

3 令和8年度 知事が必要に応じ指定管理者と別途契約を締結する業務計画

- ・ 社会福祉施設職員等研修事業計画
- ・ 認知症介護実践研修事業計画
- ・ 介護予防職員等育成推進事業計画
- ・ 地域包括ケア推進に係る人材育成研修事業計画
- ・ 職場体験事業計画
- ・ 介護入門者研修実施事業計画
- ・ 介護の仕事入門セミナー実施事業計画
- ・ 福祉・介護人材マッチング機能強化事業計画
- ・ ノーリフティングケア普及促進事業計画
- ・ 保育士・保育所支援センター設置事業計画
- ・ 介護DXサポートセンター設置事業計画

令和８年度 社会福祉施設職員等研修事業計画

1 基本方針

福祉現場が求める人材の育成に資するため、関係機関・団体と連携のもとに、普遍的なテーマに加え、時宜に適ったテーマを積極的に取り入れた研修を計画的に実施する。

2 重点目標

- (1) 利用者本位サービスの理解と実践力の醸成
- (2) 福祉従事者に不可欠な専門的な知識・技術の修得
- (3) 福祉の普遍的理念から導き出される潜在的ニーズへの気づき
- (4) 福祉現場における人権意識の向上

3 事業の内容

- (1) 県市町村福祉担当新任職員研修
福祉担当職員としての基礎知識、技術を習得し、社会福祉従事者としての資質の向上を図るための研修を実施する。
- (2) 県市町村高齢者福祉担当職員研修
高齢者福祉担当職員としての高度の知識、技術を習得するとともに、その役割の自覚を高めるための研修を実施する。
- (3) 県市町村障がい福祉担当職員研修
障がい福祉担当職員としての高度の知識、技術を習得するとともに、その役割の自覚を高めるための研修を実施する。
- (4) 県市町村福祉担当管理監督職員研修
上記(2)、(3)の中で実施
- (5) 社会福祉施設等新任職員研修（福祉職員キャリアパス生涯研修課程初任者コース・階層別キャリアアップ研修初任者研修を含む）
新任職員としての基礎知識、技術を習得し、社会福祉従事者としての資質向上を図るための研修を実施する。また、サービス提供者、チームの一員としての基本を習得し、福祉職員としてのキャリアパスの方向を示唆する。加えて、人権、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。
- (6) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程中堅職員コース（階層別キャリアアップ研修中堅職員研修を含む）
中堅職員としての必要な知識、技術を習得し、社会福祉従事者としての資質向上を図るための研修を実施する。また、中堅職員として役割を遂行するための基本を習得し、キャリアアップの方向を示唆する。加えて、人権、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。
- (7) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程チームリーダーコース（階層別キャリアアップチームリーダー研修を含む）

チームリーダーとしての必要な知識、技術を習得し、社会福祉従事者としての資質向上を図るための研修を実施する。また、組織で指導的立場となるチームリーダーに求められる役割を遂行するための基本を習得し、チームリーダーとしてのキャリアパスの方向を示唆する。加えて、人権、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。

(8) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程管理職員コース（階層別キャリアアップ研修管理職員研修を含む）

管理職員としての必要な知識、技術を習得し、社会福祉従事者としての資質向上を図るための研修を実施する。また、管理職員としての役割を遂行するための基本を習得し、キャリアパスの方向を示唆する。加えて、人権、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。

(9) 社会福祉法人監事・評議員研修

社会福祉を取り巻く状況や福祉現場での課題を理解するとともに監事・評議員として必要な知識を習得し、施設運営の公正を図るための研修を実施する。加えて、人権、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。

※社会福祉法人理事（長）研修と隔年実施・・・R8年度実施

(10) 社会福祉法人理事（長）研修

時代に即応した施設運営と役割を理解するとともに職務遂行上に必要な知識を習得し、施設運営の向上を図るための研修を実施する。加えて、人権、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。

※社会福祉法人監事・評議員研修と隔年実施

(11) 高齢者福祉施設相談職員研修

施設利用者の処遇の充実を図るため、対象者に応じた的確な知識及び技術を習得し、生活指導員、相談員としての資質の向上を図るための研修を実施する。

(12) 社会福祉施設等新任介護職員研修

新任の介護担当職員に対して、基礎的な介護理論及び技術を習得させ、施設利用者の処遇の充実を図るための研修を実施する。

(13) 障がい児（者）施設等職員研修

障がい児（者）施設の問題や利用者処遇のあり方についての認識を深めるとともに、利用者に応じた的確な知識及び技術を習得し、施設職員としての資質の向上を図るための研修を実施する。

(14) 障がい者（児）居宅介護職員養成研修

障がいについての理解が深く、障害の特性に応じた支援に関する知識や技術を身につけたホームヘルパーを養成し、ホームヘルプサービスの質を高めるとともに、その拡充を図るための研修を実施する。

(15) 社会福祉施設事務担当職員研修

施設運営の実務である文書事務、経理事務等についての基礎的知識を習得し、施設事務担当職員としての資質の向上を図るための研修を実施する。

(16) 社会福祉施設等給食担当職員研修

施設における適正給食についての知識と技術を習得し、施設利用者の処遇の充実を図るための研修を実施する。

(17) 社会福祉施設等看護担当職員研修

看護担当職員等の資質を向上させ、施設利用者の処遇の充実を図るための研修を実施する。

(18) 介護技術講師養成研修

大分県社会福祉介護研修センターで行う介護技術研修の講師を養成し、介護技術研修の円滑な実施を図るための研修を実施する。

(19) 介護技術講師養成継続研修

介護技術研修講師養成研修を修了後の講師に対して、実習内容の検証、その他講師として必要な知識、情報を習得させ、介護技術研修の充実を図るための研修を実施する。

(20) 社会福祉士養成研修

社会福祉士国家試験を受験し資格を取得しようとする者に対して、必要な理論と技術の研修を行い、知識の向上を図るための研修を実施する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P15～16）のNo.14～33のとおり

令和8年度 認知症介護実践研修等事業計画

1 基本方針

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施する。また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得するための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 事業内容

(1) 認知症介護実践者研修

認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

(2) 認知症介護実践リーダー研修

認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施する。

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P16）のNo.34～38のとおり

令和8年度 介護予防職員育成推進事業計画

1 基本方針

介護保険制度において、在宅サービスの中心となる訪問介護・通所介護事業所におけるサービス計画担当者・介護職員等を対象に、自立支援・介護予防に必要な知識の習得、技術の向上に資する研修を実施し、在宅サービスの適正な提供及び質の向上を図る。

2 事業内容

(1) 介護保険事業所トップセミナー

① 目的

介護保険事業所の開設者等に対して、介護保険制度の基本理念である自立支援や介護予防等の必要な知識の習得及び技術の向上を図るためのセミナーを実施する。

② 対象者

介護保険事業所の開設者等

(2) 訪問介護・通所介護事業所「サービス計画担当者研修」(基礎課程・応用課程)

① 目的

介護保険制度における居宅サービスの中心となる訪問・通所介護サービスの中で、訪問・通所介護計画を作成するなど重要な役割を担うサービス計画担当者の研修を効率的かつ円滑に運営し、介護保険制度の基本理念である自立支援や介護予防等の必要な知識の習得及び技術の向上を図るための研修を実施する。

② 対象者

ア 基礎課程

訪問・通所介護事業所におけるサービス計画担当者

イ 応用課程

基礎課程を修了した者

(3) 訪問介護・通所介護事業所「介護職員現任者研修」

① 目的

介護保険制度における現任の介護職員等を対象とし、日々の業務において直面する個別の問題に対応するために、介護保険制度の基本理念である自立支援や介護予防等の必要な知識の習得及び技術の向上を図るための研修を実施する。

② 対象者

訪問・通所介護事業所の現任の介護職員で、介護福祉士または介護職員実務者研修修了者等

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧(P16)のNo.39~42のとおり

令和8年度 地域包括ケア推進に係る人材育成研修事業計画

1 基本方針

地域支援事業を担当する職員を対象に研修を実施し、地域包括ケアシステムの構築に資する人材育成・資質向上を図る。

2 事業内容

(1) 生活支援コーディネーター養成研修

① 目的

生活支援コーディネーターとしての技術及び資質向上に関する研修を実施する。

② 対象者

市町村のコーディネーター、行政担当者

(2) 地域包括支援センター（初任者・現任者）養成研修

① 目的

地域包括支援センターの業務に関する技術及び資質向上に関する研修を実施する。

② 対象者

地域包括支援センター、市町村、保健所

(3) 地域ケア会議コーディネーター養成研修

① 目的

地域ケア会議のコーディネート、助言に関する技術及び資質向上に関する研修を実施する。

② 対象者

市町村、地域包括支援センター職員、各専門職

(4) 在宅医療・介護連携研修

① 目的

在宅医療従事者、在宅介護従事者の連携を深める研修や在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口業務の充実を図るための研修を実施する。

② 対象者

市町村、医療・介護関係者、保健所

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P16～17）のNo.43～46のとおりに

令和8年度 職場体験事業計画

1 基本方針

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供することにより、実際の職場の雰囲気や業務内容などを直接知ることができる環境をつくり、福祉・介護分野の人材の参入を促進する。

2 事業内容

- (1) 福祉・介護の職場体験を希望する者を募集し、県内の福祉・介護事業所において職場体験を実施する。
- (2) 実施期間は、令和8年5月1日から令和9年2月28日までとする。
- (3) 職場体験の期間及び職場体験受入施設は、大分県福祉人材センターが参加者の希望などを考慮し、受入施設と調整のうえ決定する。

令和8年度 介護入門者研修実施事業計画

1 基本方針

介護分野への多様な人材の確保と参入を促し、福祉・介護サービス事業や地域活動を支える人材を育成するために、日常に役立つ介護の知識や介護職としての必要な基本的な技術の実践的手法を学ぶ。

2 事業内容

(1) 介護に関する基本的な知識や技術を学ぶための研修とし、研修時間は、3時間の基礎講座及び18時間の入門講座の計21時間とし、年3回開催する。

(研修科目)

基礎講座：介護に関する基礎知識、介護の基本

入門講座：基本的な介護の方法、認知症の理解、障害の理解、
介護における安全確保

(2) 基礎講座と入門講座の受講者については、修了証明書を発行する。

(3) 入門者研修の実施後、介護分野での就労を希望する者については、介護施設・事業所とのマッチング支援の実施等により、研修修了者の介護分野への参入を支援する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧(P17)のNo.47のとおり

令和8年度 介護の仕事入門セミナー実施事業計画

1 基本方針

介護の仕事に関心のある方、介護の仕事に就きたいと考えている方等が介護の仕事に関する魅力やキャリアパス等の知識を学び、介護分野への多様な人材を促進する。

2 事業内容

- (1) 介護の仕事の魅力やキャリアパス等の知識を学ぶ介護職への導入セミナーを行う。
- (2) セミナーは2時間程度、年4回開催し、介護施設・サービス現場の見学と施設職員による講話を行う「福祉のしごと施設見学会」、介護福祉の専門家による講義等を実施する。
- (3) セミナーの実施後、セミナー参加者に対して介護施設・事業所とのマッチング支援の実施等により、介護分野への就労を支援する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.48のとおり

令和8年度 福祉・介護人材マッチング機能強化事業計画

1 基本方針

福祉・介護分野においては、個々の事業者の実情がわかりにくいことや小規模な事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況にある。また事業所・施設では、労働環境等が十分でないところもあり、キャリア展望を示すことができ難い状況にある。

そこで、キャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を説明、紹介するとともに、事業所・施設に対し働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

2 事業内容

(1) 福祉のしごと相談会の開催

大分を除く県内6か所のハローワークとホルトホール大分で月2回(中津は1回)「福祉のしごと相談会」を実施し、求職者の相談に応じて就職活動の支援を行う。

(2) 地域別就職フェアの開催

県北地区、県南地区、豊肥地区、速見・杵築・国東地域、日田・玖珠・九重地域の県内5地域において就職フェアを開催する。

(3) 事業所訪問等による求人開拓や広報活動等を行う。

令和8年度 ノーリフティングケア普及促進事業計画

1 基本方針

介護する側・される側双方において安全で安心な「持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケア」であるノーリフティングケアの福祉施設等での導入を促進し、働きやすい職場環境の整備、職員の離職防止・定着促進を図り、福祉・介護人材の確保に資する。

2 事業内容

(1) ノーリフティングケアマネジメント研修

ノーリフティングケア・ポリシーに係る管理者等のトップの意識改革、ノーリフティングケア導入に当たっての組織体制・職員研修や、機器導入の支援方策等の研修を実施する。

(2) ノーリフティングケア指導者養成研修

ノーリフティングケアを導入しようとする各施設の施設経営者及び管理者、ノーリフティングケアに取り組む際にリーダーの役割を担う職員等に対し、「実施組織づくり」、「導入計画の策定」、「腰痛予防リスクマネジメント」等の講義を3日間行う。また、ノーリフティングケアに係る基本的な技術や指導方法を習得する実技研修を3日間行う。合計6日間の研修により、研修参加施設での組織的な取組や技術指導を行う指導者を養成し、施設等での具体的な導入につなげていく。

(3) ノーリフティングケア先進施設の指定

「管理者」「推進組織」「リスクマネジメント」「職員の健康管理」等の要件を満たす施設を先進施設として指定する。

先進施設指定により、ノーリフティングケアの有用性を幅広く広報するとともに、新たに取り組を始める施設にとって、ノーリフティングケア導入の目標となってもらい、各施設での普及促進を図る。

(4) ノーリフティングケア圏域別研修

ノーリフティングケアの導入促進のために先進施設におけるノーリフティングケアの実際を学び、各圏域の施設同士の連携を図ることを目的とした研修を実施する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.49のとおり

令和8年度 保育士・保育所支援センター設置事業計画

1 基本方針

保育士不足による保育所待機児童解消のため、保育士就業支援サイト「保育おおいた」を活用した就職あっせんや、保育施設と就職希望者との面談の場としての就職フェアの開催、県内外養成校への大分県内施設の採用・実習受入れの情報提供など、再就職支援コーディネーターのきめ細かな取組により、保育士確保を支援する。

2 事業内容

(1) 就職あっせん・相談支援事業

- ① ハローワークでの出張相談
- ② 保育士・保育所等からの就職相談対応
- ③ 福祉のしごと就職フェアでの相談
- ④ 保育士就業支援サイト「保育おおいた」の運営
 - ・施設情報登録管理、求人・求職登録管理
 - ・求人・求職の問合せ対応、求人者、求職者へのメールでの情報配信
 - ・求人情報、求人者・求職者、採用決定者の集計
- ⑤ 県内外養成施設への県内施設の採用情報及び実習情報の提供等

(2) 幼児教育・保育のしごと就職フェア

保育園、認定こども園、幼稚園、児童養護施設等に就職を希望する学生や再就職を希望する保育士等を対象に、施設の特色や働き方、職員採用等の情報提供を行う場を対面・集合の形式で設け、就職活動の支援を行い、保育人材の確保を図る。

期 日：令和8年7月4日（土）

会 場：ホテル日航大分オアシスタワー5階

参加施設：60 法人 98 施設（予定）

(3) 再就職支援事業

ア 保育のおしごと体験

保育の仕事に再就職を希望する潜在保育士に、希望する保育施設での体験機会を提供し、再就職を支援する。

イ 潜在保育士のための研修会

潜在保育士が保育施設の職員等から、現在の保育施設の様子や子育て世代の働き方などの話を聞く機会を提供する。

(4) 保育士の魅力発信事業

ア 出前講座

保育士の仕事への理解・興味を深め、将来にわたって保育人材の安定的な確保に資することを目的として、希望のあった県内高校に県内保育士養成施設の教員等を派遣し、保育士の魅力等について出前講座を実施する。

イ 魅力発信パンフレット

県内中・高校生が保育士を目指すきっかけとなるよう、保育の仕事のやりがいや専門性、処遇や働き方を含めた最新の情報を分かりやすく発信する保育士の魅力発信パンフレットを作成する。

(5) 保育実習等旅費支援事業

県外の保育士養成施設に就学中の学生が、県内保育施設で就職活動として行う自主実習や見学及び就職の試験や面接を受ける際に必要な旅費を助成する。

(6) 人材定着のための保育施設に対する支援事業

ア 施設管理者研修

保育施設の設置者を対象として、勤労環境整備に関する研修等を実施する。

イ 個別相談対応

社会保険労務士を活用し、保育施設からの人材確保や就業継続に関する悩み等に助言・援助を行う。

令和8年度 介護DXサポートセンター設置事業計画

1 基本方針

介護、障害者支援現場において、生産性向上や人材確保の取組を進めるためには、一つの事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、モデル事業所を地域で育成し、モデル事業所を拠点として周辺に取組を伝播させていくことが重要である。その際、地域の福祉関係者はもとより、中小企業支援や雇用、教育などの多様な関係者とも連携しながら、地域全体で取組を推進していく必要がある。

介護DXサポートセンターに業務アドバイザーを配置し、生産性向上に係る各種相談対応や、伴走支援等を通じ介護現場の生産性向上の取組支援を行う。また、伴走支援により各圏域に設置したモデル事業所においては、地域における生産性向上に資する取組のハブとして機能的・効率的な事業展開を図っていく。

2 事業内容

(1) 相談受付

介護事業所、障害福祉サービス事業所等から生産性向上に関する各種相談を受け付ける。相談内容に応じて介護労働安定センターやよろず支援拠点等の関係機関と連携し、相談者の課題解決につなげる。

(2) 介護ロボット・ICT 機器等の体験展示場の設置

体験展示場は介護福祉の専門職だけでなく、一般の方や国内外からの視察者等、多くの方へ介護テクノロジーを周知することを目的としている。各機器の活用場面をイメージできるようレイアウトを工夫し、実際に触れて体験することで機器の使用効果、管理方法、他の機器との連携等、導入に向けて各機器の特徴が学ぶことができる。また、必要に応じて補助金の活用等の説明や地域のイベント等の出張展示も行う。

(3) 介護ロボット・ICT 機器等の試用貸出

介護ロボット等の開発企業とその製品リストのリーフレット等を作成し、試用貸出リストの周知を図り、各事業所等での試用を促進する。試用貸出後はアンケートを実施し、開発企業へフィードバックし、さらなる開発促進へつなぐ。

(4) 伴走支援

- ① 介護テクノロジーやノーリフティングケア導入・活用等、介護生産性向上の取組を支援する介護DXアドバイザーを設置する。また、モデル事業所やノーリフティングケア先進施設等で活躍する現場リーダーをK A I G O生産性向上パートナーとして育成し、伴走支援者として派遣する。

② 支援内容

今年度より伴走支援プログラム（全４回の研修）を実施。「課題設定」・「解決策立案」・「導入機器選定」・「導入準備」・「運用と検証」など段階に応じた講義、ワークショップを実施する。また、プログラム当日以外にも実地訪問、メール、電話、Zoom等を利用して随時支援を行う。

（５）ホームページの運用

介護の生産性向上の取組の横展開と介護の魅力発信を目的として、以下のホームページを運用する。

① 「K A I G O S W I T C H」

大分県介護生産性向上のモデル事業所の紹介動画をはじめ、ノーリフティングケア先進施設の紹介等のコンテンツがあり、これまでの介護の３Ｋイメージの脱却を図ることで人材確保を図るとともに、介護事業所生産性向上の取組の実例を紹介する。

② 「K A I G O D Xオンライン展示場」

当研修センターで体験展示している介護テクノロジーをWEB上で閲覧することができる。紹介動画や製品紹介ホームページのリンク等のコンテンツがあり、テクノロジー導入に向けた情報収集や比較検討等に活用できる。

（６）研修会の実施

生産性向上の取組の必要性や取組手順、先進的な取組事例等を広く普及・啓発することを目的とした福祉・介護生産性向上セミナーを実施する。

伴走支援者養成研修では、介護事業所のリーダー職員等を伴走支援者（K A I G O生産性向上パートナー）として育成し、伴走支援施設数の増加および各圏域での生産性向上の横展開を行う。

また、県内３圏域のモデル事業所において圏域別生産性向上研修を開催し、モデル事業所の取組報告や事業所見学を通して生産性向上の実際を学ぶ機会を提供する。

（７）他機関との連携

センターのみでは対応が難しい相談には、福祉人材センター、介護労働安定センター、よろず支援拠点等の機関と連携し相談者の課題を解決する。

また、今年度は県が設置するコーディネーター（中小企業診断士等）やよろず支援拠点と連携し、経営改善支援モデル事業に取り組む。概要として、WAMが実施した事業所の経営診断または経営支援プログラムの結果に基づき、経営改善計画の策定および改善策の実施支援を行う。

（８）大分県介護D Xサポートセンター事業推進協議会の開催

県の担当部署や介護ロボットの導入に先進的に取り組んでいる事業所、関係業

界団体を構成員として、生産性向上に向けた地域の課題を共有し、それぞれの立場から具体策について検討する場として設置する。

主な議題として、介護テクノロジーの活用、介護、障害者支援のイメージ改善や人材確保、生産性向上の意義・目的の理解や継続的な取組に向けた施策等について協議する。

3 研修計画

令和8年度大分県社会福祉介護研修センター研修一覧（P17）のNo.50のとおり